

# 議案参考資料

[令和2年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係]

子育て支援課 子育て支援係

## 議案名

議案第97号 桐生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(以下「厚労省基準」という。)の一部改正に伴い、放課後児童支援員認定資格研修の実施者について、所要の改正を行おうとするものです。

## 概要

厚労省基準が一部改正され、都道府県知事、指定都市の長に加えて中核市の長も放課後児童支援員認定資格研修を実施できることとされました。

このことから条例第10条第3項で規定している研修の実施者に、中核市の長を追加しようとするものです。

(施行期日：公布の日)

## 背景・経過

厚労省基準において、「放課後児童支援員は、都道府県知事又は指定都市の長が行う放課後児童支援員認定資格研修を修了したものでなければならないこと」とされています。

今般、放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の拡充を図るため、厚労省基準が一部改正され、中核市の長も放課後児童支援員認定資格研修を実施できることとされたため、本条例においても所要の改正を行おうとするものです。